

参加意思確認公募手続に係る参加意思確認申請書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認申請書の提出を招請します。

・ 招請の主旨

本業務は、主要地方道茨木摂津線 国際文化公園都市幹線共同溝に設置された付帯設備の機能を維持するために必要な点検整備を実施するものです。

本業務の実施にあたっては、共同溝付帯設備の点検整備において高度な専門知識と豊富な経験を有し、当該付帯設備の役割を十分に認識していることが必要・不可欠であると考えています。

本業務は、これまで本業務を確実に履行している特定者と契約手続を行う予定としていますが、下記３応募要件（以下「応募要件」という。）を満たし、本業務の履行を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。

公募の結果、本業務の履行を希望するものがない場合、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している特定者との契約に移行します。

なお、応募要件を満たすと認められる者（以下「応募者」という。）がいる場合にあっては、特定者と応募者による競争手続を行います。

令和８年８月２１日

大阪府茨木土木事務所長 岸川 大洋

記

１ 発注予定業務の内容

発注年度	令和８年度
業務名称	主要地方道 茨木摂津線 国際文化公園都市幹線共同溝保守点検業務
発注機関の名称	大阪府茨木土木事務所
業務場所	茨木市宿久庄五丁目地内 外
履行期間	令和 ８年１２月 １日から 令和１１年１１月３０日まで
業務概要	共同溝保守点検業務 共同溝保守点検 ２．４９ｋｍ 通常点検 ３３回 定期点検 ３回
業務の目的	共同溝付帯設備の機能維持
支払い条件	月締払い（３６回）
契約不適合責任期間	なし
特定者の所在地、商号又は名称	所在地 大阪市北区梅田１丁目１３番１号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 商号又は名称 アイテック株式会社
特定者との契約予定価格	３８，７７５，０００円（税込み）

2 手続のスケジュール

説明書等の交付	交付期間	令和8年8月21日（金）から 同年9月1日（火）（休日を除く。）まで
	交付場所	「4 発注事務所」に記載する事務所
	交付方法	手渡し
説明書等に対する 質問及び回答	質問受付期間	令和8年8月21日（金）から 同年9月1日（火）（休日を除く。）まで
	質問方法	「4 発注事務所」に質問書の持参により行う
	最終回答日	令和8年9月3日（木）
	回答方法	「4 発注事務所」における掲示及びホームページへの掲載により回答を行う https://www.pref.osaka.lg.jp/o130290/ibarakidoboku/sankaishikakuni/index.html
参加意思確認申請書の提出	提出期間	令和8年8月24日（月）から 同年9月4日（金）（休日を除く。）まで
	提出場所	「4 発注事務所」に記載する事務所
	提出方法	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）
審査結果の通知	最終通知日	令和8年9月18日（金）
	通知方法	郵送
応募要件無しの理由請求	請求期間	応募要件無しの通知を受けた日の翌日から令和8年10月6日（火）（休日を除く。）まで
	請求場所	「4 発注事務所」に記載する事務所
	請求方法	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）
	最終回答日	令和8年10月16日（金）
	回答方法	郵送
応募要件を満たすと記載された審査結果の通知を受けた者及び特定者による競争手続	日時・場所・その他詳細は、審査結果の通知書に記載するものとする。	

申請、請求、交付、質問の期間中の受付は、午前10時から午後0時15分及び午後1時から午後4時までとする。

※「休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する府の休日をいう。

3 応募要件

基本的要件	(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 成年被後見人 イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者 ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申

	立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。 (3) 府の区域内に事業所を有していること。 (4) 府税に係る徴収金を完納していること。 (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。 (6) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。 (7) 公示の日から契約締結の日までの期間において、次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者 イ 大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者 ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者 エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者
工事施工能力・業務執行体制等に關する要件	1 登録業種 令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中、「共同溝施設保守点検（種目コード082）」に登録をされている者であること。 2 管理技術者 次のア又はイのいずれかに該当する者を、管理技術者として配置できること。 ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかの資格を有する者 （ア）建設業法第27条第1項に定める1級又は2級管工事施工管理技士 （イ）一般社団法人河川ポンプ施設技術協会に1級又は2級のポンプ施設管理技術者として登録された者 イ 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号）に掲げる次の（ア）から（ウ）までのいずれかの資格を有する者 （ア）甲種第4類消防設備士 （イ）乙種第4類消防設備士 （ウ）第2種消防設備点検資格者 3 履行実績 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝の付帯設備の保守点検業務について締結した契約を、平成28年4月1日からこの公示の日までの間に、誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の7割（※）かつ1年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。 ※契約期間の7割以上とは、3年契約では26カ月以上、2年契約では17カ月以上をいう。

4 発注事務所

事務所名	大阪府茨木土木事務所 所在地 〒567-0034 茨木市中穂積1丁目3番43号 電話番号：072-627-1121 ファックス番号：072-625-8060
契約に関する問い合わせ	総務・契約課 TEL 072-627-1121
業務に関する問い合わせ	維持保全課 計画保全グループ TEL 072-627-1121

【 交付書類一覧表 】

	書類名称
説明書等の交付	説明書等 ・参加意思確認公募手続に関する説明書 ・参加意思確認申請書（様式３） ・応募要件確認資料（様式４） ・管理技術者予定者名簿（様式５－１） ・契約（取引）実績調書（様式１１－２－１） ・契約（取引）実績に係る証明書（様式１１－２－２） ・大阪府都市整備部参加意思確認公募手続実施要綱
	契約関係書類 ・契約書（案） ・契約保証金免除申請書 ・大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について ・誓約書（元請用） ・口座情報の登録について ・大阪府随意契約見積心得 ・ハートフル条例に基づく障がい者雇用状況報告の提出について ・電子契約同意書
	設計図書 ・設計書（表紙） ・数量総括表 ・特記仕様書 ・箇所図
	見積参考資料 ・積算書 ・参考図

【 提出書類一覧表 】

	書類名称
参加意思確認申請時の書類	1 参加意思確認申請書 様式 3
	2 応募要件確認資料 様式 4
	3 管理技術者予定者名簿 様式 5－1
	4 契約（取引）実績調書 様式 1 1－2－1
	5 契約実績を確認できる書類（契約書、設計書、特記仕様書等） （5 の契約書等が提出できない場合は 6 を提出）
	6 契約（取引）実績に係る証明書 様式 1 1－2－2
	7 誓約書（元請用）